

中学部の学校生活について

福岡県立久留米聴覚特別支援学校
生徒指導部

中学部の3年間は心身ともに大きく成長する時です。しっかりと目標をもって諸活動に取り組み、自分の可能性を大きく伸ばす時期とすることが望まれます。

自立した社会人になるためには、毎日の基本的な生活習慣を確立することが必要です。マナーや振る舞い、身だしなみ等を自分で律することができるようになりましょう。生活の中で決まりを守り、落ち着いた学校生活を送ることができるよう、以下のことに注意し、学校生活を送りましょう。

～中学部 生活の心得～

- 1 時間を守り、規則正しい生活をする。
- 2 気持ちの良いあいさつを心がける。
- 3 相手に応じた言葉づかいをする。
- 4 授業に集中し、予習・復習の習慣をつける。
- 5 係の仕事に責任をもって取り組む。
- 6 仲間と協力し合い、公共物を大切に使う。

【細則】生徒の健康面や衛生面、家庭の経済的負担等を考慮し、以下の通りに定める。

(1) 制服について

○令和5年度以降の制服

〈冬服〉

- ・学校指定のジャケットを着用すること。
- ・ボトムは学校指定のスラックスかスカート、キュロットスカートのいずれかを着用すること。スカートやキュロットスカートの丈は立った状態で膝が隠れる程度とする。
- ・ジャケットの下には白無地のカッターシャツ（学校指定のニットシャツもしくは準ずるもの）を着用すること。
また、カッターシャツはズボンから出さないこと。
- ・ネクタイ、リボンについては学校指定のいずれかを使用すること。
- ・ベルトの色は黒、またはこげ茶で飾り等のないものを使用すること。

〈夏服〉

- ・ボトムやベルトについては冬服と同様とする。
- ・シャツについては白無地のポロシャツ（学校指定もしくは準ずるもの）を着用すること。

○令和4年度以前に購入した学生服

〈冬服〉

- ・学生服の色は黒とし、ボタンは標準のものを使用すること。
- ・裾を長くしたり、短くしたりするなど変形させたものを使用しないこと。
- ・ベルトの色は黒、またはこげ茶で飾り等のないものを使用すること。

〈夏服〉

- ・シャツは白無地のカッターシャツ、開襟シャツ、ポロシャツのいずれかを着用すること。
- ・ズボンからカッターシャツや開襟シャツは出さないこと。
- ・ズボン、ベルトについては冬服と同様とする。

○令和4年度以前に購入したセーラー服

<冬服>

- ・セーラー服の色は紺とし、赤の三本線が入っているものを使用すること。
- ・リボンも赤色のものを使用すること。
- ・ウエストを細くしたり、丈を短くしたり等の変形はしないこと。
- ・スカート丈は立った状態で膝が隠れる程度とすること。
- ・ジャンパースカートのベルトは必ず着用すること。

<夏服>

- ・シャツは白無地のブラウス、またはポロシャツのどちらかを着用すること。襟の形状は丸襟、角襟のどちらでもよい。
- ・ジャンパースカートを着用すること。スカート丈については冬服と同様とする。

○中間服について

- ・気候に応じて、学校指定の制服の中から選択して着用すること。
- ・衣替えの時期は定めない。

(2) 防寒着について

- ・防寒着は華美でないものとする。
- ・フードは登下校も含め、被らないこと。
- ・制服の下に防寒着を着用する場合は、襟や袖、裾からはみ出すものは使用しないこと。
- ・ジャケットの下にベストやカーディガン、セーターを着用する場合は、ネクタイやリボンが見えるものとする。色は白、黒、紺、茶の単色で無地のものとする。
- ・防寒着は教室内では着用しないこと。
- ・手袋やマフラー、ネックウォーマーは通学時のみ使用してよい。

(3) 靴下、タイツ、スパッツ、ストッキングについて

- ・靴下はくるぶしが隠れるものとする。色は白、黒、紺を基調とする。
- ・タイツ、スパッツ、ストッキングは華美でない無地のものを使用してよい。

(4) 靴について

- ・通学靴は華美でないものとする。
- ・体育館シューズ及びグラウンドシューズは運動に適したものとする。
- ・上靴は華美でなく、つま先とかかどが覆われた、動きやすいものとする。

(5) 身だしなみについて

- ・前髪は目にかかる場合は、ヘアピンでとめること。後ろ髪は学習や活動を妨げる場合は、ゴムで結ぶこと。ヘアピンやゴムは目立たないものとする。
- ・日焼け止めやリップクリーム、汗拭きシート、整髪料は使用してもよい。但し、無色無臭のものとする。
- ・パーマ、染色、脱色などを行わないこと。
- ・眉毛を剃ったり、抜いたりなどして細くしないこと。
- ・化粧やネイル等をしないこと。
- ・美容整形をしたり、ピアスの穴を開けたりしないこと。

(6) 通学用バッグについて

- ・両手が塞がらない、安全に通学できるものとする。

(7) 体操服について

- ・学校指定の体操服、帽子を使用すること。

(8) 所持品について

- ・装飾品（ネックレス、ピアスなど）やお菓子、遊び道具などの不必要な物、ナイフなどの危険物を持ち込まないこと。
- ・所持品には、名前を書いておくこと。

(9) スマートフォン・携帯電話やその他の電子機器（スマートウォッチ等）【以下、スマートフォン等】について

- ・スマートフォン等に関する規則は「スマートフォン等の所持、使用に関する規則」（別紙）に定めることとする。
- ・スマートフォン等の所持、使用を希望する者は、スマートフォン等の使用届及び保護者との10の約束（別紙）を提出すること。

(10) 貴重品について

- ・必要のないお金や貴重品は、学校に持ち込まないこと。
- ・貴重品は登校後、教師に預けること。（スマートフォン等の電子機器を含む）

(11) 通学について

- ・登下校中は、寄り道をせず、届け出た経路を通ること。なお、届け出と異なる手段で登下校する場合は、あらかじめ学校に連絡すること。
- ・公共の交通機関を利用する時は、マナーを守って乗車すること。
- ・遅刻、欠席をする場合には、必ず学校に連絡すること。
- ・登下校中のトラブルについては、すぐに保護者に連絡し、その後、必ず学校に報告すること。
- ・新たに自主通学を希望する者は、「自主通学申請書」及び「通学実態及び危険個所調査表」（別紙）を提出すること。

(12) 部活動について

- ・入部の際には、入部届けに必要事項を記入し、各顧問に提出すること。

<活動時間帯>

バドミントン部	平 日：16：15～18：00（冬季：17：30）
	土曜・休日： 9：00～12：00（練習試合等での変更有）
文化部	平 日：16：15～17：10

(13) 教室のテレビ、パソコンについて

- ・学習のために使用すること。
- ・使用する場合は教師の許可を得ること。

(14) 自転車通学

- ・自転車通学の規定は「中学部生徒の自転車通学規定」（別紙）に定めることとする。
- ・自転車通学を希望する者は、「自主通学申請書」及び「通学実態及び危険個所調査表」（別紙）を提出すること。

(15) その他

- ・出かける時は、行き先、用件、帰宅時間などを保護者に知らせてから外出すること。
- ・ゲームセンター、カラオケや漫画喫茶（インターネットカフェ）などへ行く場合は保護者同伴が望ましい。ただし、18時以降にゲームセンターやカラオケなどを利用する場合や外出する場合は保護者同伴で行くこと。
- ・池や川などの水辺での遊びや花火などの火器を使った遊びは保護者同伴で行うこと。

令和3年4月 改訂
令和5年4月 改訂